

第 2 9 回議会運営委員会記録

令和 2 年 5 月 2 2 日

【開催日】 令和2年5月22日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時50分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介	議事係書記	原田尚枝

【付議事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症経済対策についての要望書・・・資料1
- 2 市議会モニターの意見について
 - (1) 提出された意見に対する回答について・・・資料2
 - (2) 緊急質問について・・・資料3
- 3 その他

午前10時 開会

笹木慶之委員長 皆さんおはようございます。第29回の議会運営委員会を開催させていただきます。それではまず付議事項の1点目ではありますが、新型コロナウイルス感染症経済対策についての要望書。資料1を議題と

いたします。事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 こちらの要望書ですが、資料1で裏面まであります。

5月18日付けで受付いたしました。こちらも、案件が急を要するのではないかということで、議長から議運に早速諮ってくださいということでしたので、本日、提示するものです。内容はもうお読みいたしません、調査委員会を決めていただけたらと思います。

笹木慶之委員長 今、事務局から説明がありましたが、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。山陽小野田市地区タクシーの会長から、新型コロナウイルス感染症経済対策についての要望書ということで、要望事項を4点掲げて提出されております。これについては、現在、対策特別委員会が設置されて慎重審議しておられ、そちらの該当と思われませんが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、そのように取り計らいます。それから2点目ですが、市議会モニターの意見についてを議題といたします。1点目として、提出された意見に対する回答についてを議題といたします。資料2を御覧いただきたいと思います。これについては、質問事項、それから回答を書いておりますので、読み上げて確認させていただきますが、よろしゅうございますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。まず1点目ですが、議会欠席の取扱いについてということ。12月12日の議会運営委員会において、杉本議員が病気療養のため本日より会期末までの欠席が伝えられました。そこで質問です。市民から選ばれた議員は病気療養と伝えるだけで、議会を休んでよいのでしょうかという質問なわけですが、議会の考え方と対応ということで、「山陽小野田市議会会議規則第2条にある欠席の届出に、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。」とされています。杉本議員は病気療養との理由により、議長に届出をしています。」ということ。これについて、いかがでしょうか。これは、前の委員会の中でそのことが確認されて、

会議録もチェックを掛けた上でのことです。よろしゅうございますね。
(「はい」と呼ぶ者あり)それでは2点目ですが、「議運において、このことが明確に確認されていないのは問題ないのでしょうか。」ということですが、「12月12日の議会運営委員会において、病氣療養で欠席される旨報告を受け、委員全員は共通認識しました。」ということでこれも確認を取っていますが、よろしゅうございますね。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは3点目ですが、「病氣療養ならば診断書なりを提出すべきと思いますが、それがなされていなかった場合において、どのような確認によってそれが許可されるのでしょうか。」ということですが、「後日病気についての診断書は議長が確認していると報告を受けました。」これも、そのように確認が取れていますので、よろしゅうございますね。
(「はい」と呼ぶ者あり)

高松秀樹委員 答えはいいんですけど、これは杉本議員が長期の欠席をされるということで、いわゆる本会議も含めて欠席をされるってということだったと思うんですけど、例えば委員会を欠席する場合は、どういう手続になっているんですか。

笹木慶之委員長 委員会は、ちょっと会議規則を言いましょう。

中村議会事務局議事係長 会議規則の第90条です。申し合わせをお持ちの方は61ページになります。準用なんで文面はほぼ一緒なんですけど、読み上げます。第1項が、「委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。」となっています。

笹木慶之委員長 同じですよ。だから、今言われたのは本会議ではなしに、委員会を休むという部分ですね。ですが、杉本議員はそれを含めて、その一定の期間休むよということで一応出しておられますから、当然その中の委員会も含まれるということになりますね。

高松秀樹委員　そこで気になるのが2番目なんですけど、いわゆる欠席の場合、議運において確認をされるというところなんですけど、これ、もちろんこのときは議運において確認したんですが、通常の委員会欠席の場合は、議運を開催して確認というのはないと理解しておいていいですか。

笹木慶之委員長　ちょっと事務局から。

中村議会事務局議事係長　委員会の欠席のときは、これまで議運で確認はしていないと思います。

高松秀樹委員　次に3番目、診断書なりを提出すべきとあるんですが、これ、必ずしも診断書の提出は必要ないというふうに思っていますが、その点はいかがなんでしょうか。今までどういう慣例で行われてきたのかなと思ひまして。

中村議会事務局議事係長　第21回、4月15日の議会運営委員会のときにも話をしたかもしれませんが、ちょっと覚えてないんですけども、これまでは、提出を求めています。理由を付けていうところは欠席届の中に理由を記載する欄があって、そこで理由を付けたという判断をしていますので、その欠席届をもって、本会議であれば議長に提出して、議長が確認、許可をすることになると思いますので、それ以上はないということですよ。

高松秀樹委員　全体的な手続の確認なんですけど、病気療養及び事故等で欠席するときは、事務局を通じて議長又は委員長宛てに欠席届を出すということになるわけですよ。その際に、必ずしも診断書を後日添付する必要はないということになる。つまり、診断書がない可能性もありますよね。ということで、今後、そういう運用をしていくということで、よろしいですかね。

笹木慶之委員長 前回の委員会の中で、その辺りは過去の経緯も踏まえて事務局から説明があったと思いますが、今高松委員が言われたように、届出については議長に届けるということは会議規則で決まっておりますが、それについては診断書を付けるというようなことにはなっていないということなんですよね。したがって、診断書の提出は、特に必要としないということで理解していいんですね。

中村議会事務局議事係長 前回までお話したのは、恐らくそれまでの取決めをお話したと思います。高松委員が今おっしゃっているのは、今後のお話を含めてお話をされているのではないかと思います。そうすると、会議規則の解説などを見たんですけど、提出を求めるだとかそういう文面は特にありませんので、当然規則にうたうものではないというふうなことを考えると、提出を求めていくのであれば、議運できちっとこれから協議をしていって、申し合わせ事項に入れていくとか、それともやっぱり必要ないとか、その辺りの議論が必要になってくるのではないかと思います。

笹木慶之委員長 したがって、今、私確認したのは過去の経緯を一応押さえた上での次のことになるんですが、高松委員、その辺りのことを含めてということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということですが、いかがいたしましょうか。

長谷川知司副委員長 私は、診断書まで求める必要はないと思います。例えば当日、頭痛や腹痛によって来られないという場合があるし、それによって、お医者さんに掛かった、あるいは掛からない場合もありますし、様々な理由があります。ですから、診断書まで要求する必要はないし、あくまでも議員の自覚によってそれはすべきであって、それ以上私たちが求めるってということはいかなるもんかと思います。

笹木慶之委員長 今、そのような発言がありました。ほかに皆さんいかがでしょうか。

河野朋子委員 今回、モニターからの質問は、杉本議員の病欠についての経緯を丁寧に知りたいということでの質問であったので、たまたま今回は長期の欠席であったので、診断書も出されたということ、ここでは回答しておりますが、副委員長が言われるように、これまでのような運用をしていって、特殊なそういった事情が生じた場合には、診断書が必要なときも出てくると思いますので、そういう対応でいいと思います。

笹木慶之委員長 ほかにほかにごさいませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、今の意見をまとめてみますと、今後についてのことですが、改めて診断書の提出までは求める必要はない。とは言いながら、いろんな状況がある中で、それは議員の自覚の下に対処するという程度であって、改めて新たなルールを作るということは必要としないということ、いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように取扱いさせていただきます。いわゆる従来どおりという形です。3番までよろしいですか。

中村議会事務局議事係長 今回の部分は、改めてこの3番のところに追加で記載するということではないということですかね。あくまでこの回答としてはこれまででよろしいですか。

笹木慶之委員長 この回答については、問われておることに対する回答であって、それ以外のことはここで記載する必要はないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。高松委員、よろしいですか。

高松秀樹委員 回答はそうね、いいですけど、どうなのかな。より丁寧に、特に3番の診断書なりを提出すべきというところは、丁寧に書かれたほうがいいのかなという気がしましたが、委員長の言われたとおり、このことに関しての答えを書いているというのであれば、これでも、いい

かな。ちょっとよう分かりませんね。

笹木慶之委員長　そこなんですよね。いわゆる現在の扱いのことについて、少し付記して、しかし、杉本議員は出されましたとしたほうがいいんじゃないかということだと思えるんですよ。それは、先ほどの理由を、特に添付書類の提出は求めてないし、今までも出された方はいないということなんです、事実ですね。しかしながら、杉本議員は出されましたよということ書いているわけですね。ということですよ、高松委員。

高松秀樹委員　これは、申し合わせ事項ですか、会議規則ですか。いろいろ書いてあるのは、今ここに会議規則が載っていますよね。今回の杉本議員の件は、特殊は特殊だったですね。長期間休暇というときに、通常、例えば、風邪引いて頭が痛いとかお腹が痛いとかという場合は、病院に行かず自宅療養して診断書の提出はないというのが通例でしょうけど、例えば長期間休んで通院した場合に、議会側が診断書を求めるってところが、逆にあるべきなのかなっていう気もしておるんですよ。そうなると、申し合わせ事項かなんかにそれなりの記載が必要になってくるということも考えられます。今回特殊の事情だったので、今までこういうケースがなかったから、こういうことも起こらなかったんですけど、今後想定内としてあると考えれば、そこは明文化していたほうが、より分かりやすいっていう気はします。今すぐにそういう明文化って話じゃないんですけど、会派等でまた話し合われて、どうするのかっていうのは、決めたほうがいいんじゃないのかなという気がします。

笹木慶之委員長　先ほど一応、全体のまとめとして、従来どおりということで診断書の提出は必要としない。あとは議員の自覚に任せるとありましたが、それに付け加えて、このような特殊事例下にあった場合の対応については、少し検討したほうがいいんじゃないかなという意見だと思いますが、それらを会派へ持ち帰って、もう一度その辺りは調整しましょうか。（発言する者あり）特殊事情になるからね。一般論については、い

ということですよ。長期にわたる特殊な事情下にある場合にはというふうなことです。そうすると、この回答は現状を少し書かないと今のこの文面つながりませんわね。そして、しかしその後という今後の問題についてはということにならないと、今を語らずして検討するということにはならないと思いますが、いかがでしょうか。だから、強いて言うならば、現状においては診断書の提出を求めているが、その後の書き方ですよ。特殊事情というのも変だし、何か目的としたことの検討ということで、全部検討というわけにはいかんと思いますが、そのこの言い方の問題。意味合い的には分かるんですよ、言っておられることはね。どう表現したほうがいいのか。例えば期間を切るとか何とかたって、前提論として期間が分からん場合もあるしね。結果論でないと。

伊場勇委員 通常は診断書の提出の義務はないところ、今回は後日病気についての診断書は議長が確認していると報告を受けましたと。今後、診断書の提出については様々な状況を考えて協議してまいります、というのはどうですか。

河野朋子委員 そもそも、申し合わせ事項は何のためにあるのかって考えたときに、今回この診断書を出されるとか出されないということで、これまでに議会の中でそういうことについて、進めづらかったり何か問題があったりしたのかって考えたときに、モニターからのこういった質問があったということは出てきたんですが、申し合わせ事項にきちんと明記しておかないと、何か問題があるようなことが、今回診断書について今までの中で特に生じなかったような気がしているので、先ほど言われたようにこれまでの運用で、ある程度そういった事情が生じたときにはそれぞれの議員が自覚してというか、それでできることならわざわざ申し合わせ事項に明記する必要があるのかなっていうのをちょっと。だから、それについて協議してまいりますということ自体、本当に必要なのかどうかということも含めて、ちょっと今疑問があるので意見を言わせていただきました。だから、回答も今言われたように、診断書の提出につ

いて義務化はありませんが、今回こういった、後日、診断書が提出されて確認しましたっていうところでとどめておいて、今後、これについて、本当に協議が必要なのかどうかと、ちょっと思います。

笹木慶之委員長 したがって、ここの表現は、事実行為を書いてあるんですよね。要は、今までのルールを書いているわけじゃないわけ。逆に、ルールを外れたことをしちよってわけですよ、必要でない、求めてないものを出しちゃったわけですから。それは本人の意思というか善意っていうか、それによってということだけど、だから本来言えばルールを書いてということも一つ手なわけ。両面あるんですよ。だけど、流れからして、やっぱり本当にそのように出されているし、そのことを議長から我々も聞きましたので、こういう表現をしているということなんですよ。事実行為です。さてどうしましょうかね。

長谷川知司副委員長 私は、今のままでいいと思います。やはり議員は自分の自覚によって様々な行動しているわけであり、もし診断書とか言えば忌引きのときはどうなのかと。それも、議員は自分の自覚できちんと動くべきであり、もしそれが間違いや過ちであった場合は、その非難も議員は自覚して行動していると思います。ですから、そこまで明文化する必要はないと思います。

高松秀樹委員 事務局にお聞きします。事故のためってありますが、この事故っていうのは何が該当するか分かりますか。

中村議会事務局議事係長 すいません、今日は解説を持ってきてなかったんですが、欠席するには、その理由がいろいろあると思うんですけど、たしか正当な理由があれば全てがそれに該当するというふうになっていたと思います。

笹木慶之委員長 通常、こういう場合の表現の事故というのはそういうことで

すね。できない理由そのもの。

高松秀樹委員 となると副委員長の言われるとおり、診断書は病気療養のときなんですよね。あと、いろいろあるんです、御存じのように。その証拠書類が出せるかっていうのはなかなか出せない。言われるとおり良識に任せるといふところになると思うんです。恐らく、このモニターが問題にしているのは、議会としての欠席のルールをきちんと作ったほうがいいんじゃないのかっていうところだと思うんです。しかしながら、杉本議員は長期欠席だったんですよ。これ議員の良識として杉本議員は恐らく診断書を出されたというところなので、大人社会で見ると副委員長の言われるとおり今のままで、ただ、ルールだけは議運で確認をきちんとしとったほうがいいと。ルールっていうのは欠席の手続ですよ。いわゆる電話連絡でも何でも事務局を通して欠席の旨を伝えると。そこから議長に話が行くというルールですね。本人が必要とみなすのであれば診断書なりを提出するということになるかなと思います。やっぱり、ある程度ルールを明確にしておくっていうのが大事なのかなって気がします。

笹木慶之委員長 今ルール化の話が出ましたが、大変申し訳ないですけど、具体的にどのようにお考えですか、ルール化するということは。

高松秀樹委員 申し合わせ事項に書き込むのではなくて、議会運営委員会の中で確認をしておくということが大事だと思うんですよ。もしかしたら、議運以外のメンバーで欠席のルールを御存じない方もいらっしゃる可能性もあると思います。だから、単に事務局に連絡したら欠席できるかっていうと、実はそうではなくて、欠席届の提出が後日でも必要なわけです。まず、そこまでが一つの手続だということですよ。それから、必要とあらば診断書を出す。病気の時しかないんですけど、長期の場合はそういうのが一般的になりますよね。ただ、病気っていうふうにして2か月も3か月も休まれると、これまたちょっと違うんじゃないかっていうところは、議員の良識としてそこは考えていくと。明文化は必要

ないにしても、ルールだけは、よくきっちりしとったほうが、今後も休まれる可能性がありますからね、皆さん全議員、いろんなことで。プラス、事務局から結局事故って一体何なのかというところで、明記しとかないと、「いやそれは休んじゃいけんやろ」、「これは休んでええやろ」みたいな話になるとまたおかしい話になるんで。そこもきっちりしちよったほうがいいと思います、今後のために。

笹木慶之委員長 そのような意見がありました、それについては、やはり、いろんなことも想定できますし、この際、やはりもう一度確認というか、お互いの状況を踏まえて確認するということが必要なことかなと思いますけど、皆さんいかがでしょうか。もちろん既にされておることもう一度確認ということになるかと思いますが、それから、そのような意見がございましたので、これは今日の今日というわけにはいきませんが、日を改めて、そういうふうな形を取らせていただくということでよろしいでしょうか。ということで、一応もう一度確認しますが、いわゆるその文書化するとかどうこうということではなしに、議会運営委員会として、過去の経緯ももう1回おさらいしながら、そして未来っていうか将来に向かって遺漏のないように、議員全員に浸透できるような形で確認をするということで、御報告を行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにします。それでは、3番まではよろしいですね。次に入ります。事務局よろしいですか。いいですか。「（済みません）と呼ぶ者あり」それでは、次の、2ページのところの、モニターからの意見ということで代表質問の在り方についてを議題といたします。ちょっと長いですが、一応読み上げます。「山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。国での政党政治は、地方では会派制という形で議会運営が行われております。では、会派とは何でしょうか。全ての議員は、大きな意味でこのまちの発展を目指しているのは当

然として、その手法や考え方、優先順位は様々です。そこで一つの、あるいは一定の政治理念、政策理念を共有する者が会派を組み、一定の方向性を持って議会活動を行っているものだと思っています。このことから代表質問とは市長の所信、すなわち市長の考える政策、予算編成の基本理念について「会派として」正す場であり、個別事例の一般質問とは一線を画した異なるものであると認識しています。しかしながら、本市議会の代表質問を拝見してみると、その会派がどのような政治理念であるのかがほとんど見えません。一般質問との違いも見えず、何を代表して質問しているのかさえ分からないのが正直な感想です。昨年秋の会派の離合集散は節操のないもので、品位のかけらも感じ取れませんでした。なぜ、会派を出たのか。なぜ、そこに合流したのか。説明できるのでしょうか。「政治は力」、「力は数」、「数は金」、田中角栄元総理の発言でありました。「数は金」はともかくとして、本市議会の会派が権力闘争のためだけの「政治は力」、「数は金」のように思えてしまうのはとても悲しく感じます。議会改革推進で名を馳せる山陽小野田市議会です。代表質問というそのシステムはあるが、まだ十分に活用されていないということですが、ぜひとも、自らの会派の存在意義を十分に議論され、その上で、今後の代表質問に臨んでいただきたいと切望します。このままだと、せっかく議会が執行部の信を問う貴重な時間を「代表質問の廃止」という形で失うことにもなりかねません。議会参与ではなく、市長自らが答弁せざるを得ない、そんな真の代表質問にさせていただきたいと考えます。代表質問についての議会の考え及び今後の在り方について教えていただきたい。」ということです。回答としてはですね。「今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。ついては、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。」ということです。それでは、いかがでしょうか。

河野朋子委員 大変、これ、もう何回も読んでるので、覚えるぐらい読んだんですけど、長々と意見を書かれてモニターから貴重な意見を頂いたんですけども、これに対して、個人的にはいろいろ考えはあるんですけ

ど、議会として一つのまとまった回答はできないっていうのが現状なので、こういった回答しかないのかなとも思いますし、それぞれがその意見を一応受け止めるというところでは読み置く、意見としてはそうですけども、これ以上の回答は多分できない状態だと思います。委員長にお願いですけど、もう質問のほうというか、意見をかなり私は何回も読んでいますので、丁寧に読まれなくても会議の時間を少し合理化ということでもお願いしたいんですけど、どうですか。

笹木慶之委員長 そのような意見があれば、そのようにさせていただきます。会派についての定義もきちっと規則の中にされていますし、その方向性の中っていうことは分かっていますが、代表質問ということについての考え方については、今、委員が言われましたようにいろいろな形がございますので、今までの流れの中で、やはりこういう協議をしておりますが、したがって、その通りをもう一度会派で十分協議をした中で方向性を求めていきたいということで回答したいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。それでは4点目ですが、今言われたように、意見については省略させていただきます。12月19日の議会運営委員会ということが名指しにされてのことなんですが、議会の考えと対応について申し上げます。「委員会における発言は、自主的・積極的に行うことが委員会の本来の姿であり、その面からすると適切であったといえないかもしれません。しかしながら、委員の発言が少ないことから、委員会を能率的に運営するため指名して発言を促したものです。今後は、委員会運営が円滑にいくように委員も努力したいと思います。」ということです。それから、その次ですが、「協議会は所管事項などを協議する会議であり、審議・決定機能を持っていません。したがって、協議会により委員会が形式的にならないよう、委員会と協議会をしっかりと使い分け、能率的運営に努めることが必要と考えます。」ということです。ここで定義があったのは、協議会とは何ぞやということであったと思いますが、それに関連してこういう形です。はい、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それか

ら、その次ですが、これは12月19日の議会運営委員会を傍聴してということになっていますが、議会の考え方と対応ですが、「1と2ともに人に関する重要なことであるので、諮問した要望書に対する念入りの言葉を発したということです。」ということです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）流れとしてもう1点申し上げます。これは要望書を読んでいたということに対する回答なんです、「丁寧な議会運営をしたいという思いでしたことが、誤解を招いたと反省しています。今後は、御意見を受け止め対応していきます。」ということです。ちょっと流れとしてもう一つ行きますね。それからもう1点は、いわゆる杉本議員のことに関連して、議会は何もしなかったじゃないかという、早く言えばそういうふうな感覚の内容になっていますが、これに対しましては、「議会全体として適切な対応に努めます。」ということです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、その次になりますが、今度は、代表質問に関する定義ということで、そのうち（1）番ですが、「山陽小野田市議会基本条例第4条第2項に「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。」と規定しています。」ということで、これに基づいて、会派活動がされておるとことです。それからその次ですが、これはありがとうという言葉を使ったということに対することなんでしょうけれども、「今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。ついては、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。」よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから最後の、議会運営委員会の議論を聞いてということで、高圧的な対応という言葉が使われていますが、これに対しましては、「今後は、一層、議員間のお互いの連携、お互いの立場を踏まえ、丁寧に慎重な対応に努めます。」とういうことです。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、モニターからの意見ということで2月3日開催の議運を見ての意見と質問ということなんです、ここにありますのは、議長への発言の事に対する意見です。したがって、議会の考え方対応ということですが、「議会運営委員会の

運営は、もちろん議長とのしっかりした調整の中で行うべきですが、場合によっては会議の中で議長に意見を求めることがあると思います。しかし、審議の一連の流れをよく精査して円滑にいくように、副委員長とも協議しながら一層の努力をします。」ということです。いわゆる議会運営の在り方の問題だと思います。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、その次には、陳情書についてのことなんですが、「委員会運営については、議長及び副委員長に相談し事務局のアドバイスを求めながら、円滑な委員会運営に一層努力します。」ということです。その次ですが、ここ書きじゃない、③は。

中村議会事務局議事係長　ここは、事務局が書いていないっていうよりは、たしか議運の中で取り合うような内容じゃないっていうような感じになったような記憶がありますので、何も入れていないです。ちょっとこちらに聞かれても、そこは答えが難しいかと思います。

笹木慶之委員長　私がまとめられなかったので、自分のことですから。これは最後にしましょうか。

長谷川知司副委員長　副委員長と書いてあるから私もどう言っているかわかりません。これについては参考意見として聞きおきますということでもいいんじゃないですか。

笹木慶之委員長　そのような意見がございましたが…（「だから、何も書かなくていいと思う」と呼ぶ者あり）かえって書かないほうがいいんじゃないかと。

長谷川知司副委員長　だから、あえて書かなくてもいいと思います。

笹木慶之委員長　委員の皆さん、あればどんどん言ってください。取りあえず、一応空けておくということで、今この場ではね。ちょっとそれで行きま

しょう。それから、9ページの2月13日の議運を見てということで委員会からの問題です。これは私のほうで、委員会が非常にタイトであったときに、もう時間が余らないというふうな言い方をした、そのことに対しての発言です。発言というか意見です。議会の考え方ですが、「時間が無い」との発言はすべきではありませんでした。今後は、そういったことのないように取り組んでいきます。」ということです。いかなる事情があってもそれはやっぴりまずいということを反省していますので、お願いします。それから、最後になりますが、2月15日の議会運営委員会についての意見ということで、私が執行部に対してありがとうございましたという言葉を出したということなんですが、私とすれば、いわゆる丁寧という形の中での発言だったんですが、回答とすれば、「議会と執行部の在り方で考えればふさわしくないと考えます。全議員で気を付けていきたいと思えます。」ということで、こういったこの言葉だけに限らず、やはり丁寧語も敬語の一つということなんで、やっぱり言葉をきちっと使い分けていかざるを得ないかなと思えます。反省しながら気を付けていきたいと思えます。よろしくお願いします。一応モニターからの意見については以上でございしますが、よろしゅうございしますかね。では、そのように取り計らいをさせていただきます。全体的にこのことに対して意見はございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないのでございしますので、次に参ります。(2)緊急質問についてを議題といたします。資料3を御覧いただきたいと思えますが、事務局から、書いてあることはもういいですんですが、もしあればちょっと付け加えてください。

中村議会事務局議事係長 資料3の1、2ページ。裏面があります。4月23日に受け付けたもので、本来であれば、もう少し後の時期にまず広聴特別委員会で審査される案件であろうかと思うんですけれども、もう見られたとおりの内容で、3月にあった緊急質問で、臨時会でも可能な案件ではあるんですけれども、定例会が近づいてきておまして、議長からも、そこまでに緊急質問に関するこの内容について、議運できちんと協

議したほうがよろしいんじゃないかということもありましたので、本日の議題に載せております。経緯としては、以上です。

笹木慶之委員長 過日、この緊急質問の取扱いといいますか具体的な対応について、この議運でしたと思いますが、そういったことも踏まえた上で、意見をもう一度よく読み込んでいただいて、そして、次の委員会で、いろいろと御意見を頂きたいと思いますので、今日のところはそういうことで、もう1回持ち帰ってよく検討していただきたい。いろんな法的な手続の問題等もございますし、それから今までの流れもあるし、それからいろんな行政実例もございますので、そういったことを踏まえた中でひとつしっかり理解いただきたいと思います。

伊場勇委員 事務局に質問なんですけど、緊急質問は、まず一つ目は本会議でいきなり動議を出して諮るやり方と、もう一個は事前に文書通告をしてやるやり方、この2パターンがあるっていうことでいいんですか。確認なんですけど。

中村議会事務局議事係長 結論でいうとそうであろうと思います。済みません、まだちょっと事務局の中で統一見解ができておりませんので、あろうということにさせてください。前回の3月のときは、更に前の平成29年の3月定例会のときに本市で行ったやり方に倣って行った、事前に文書で通告を出していただいて行ったっていうやり方が前回だったと思います。平成24年は動議だったのかなと、本会議を録見る限りでは。ただ、最初に言ったように、事務局としてまだ統一の見解がないもので、済みませんがそこまでのお答えにさせてください。

笹木慶之委員長 私が申し上げたのは、いろいろそういうこともあるので、やっぱり議員として自分で調べて、いろんなことの中の判断をしてほしいということです。それを持ち寄って、もう一度皆さんで協議したい。もちろん事務局は事務局で、しっかりそういったことを調べていただくと

いうことは当然のことですけれどね。ということで、あえて今日、次の課題にしたいというのはそういうことです。よく考えて対応したいと思いますので、よろしくをお願いします。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件は以上にします。ただ、次の議運の中ではもう決めていかないといけないということなんですかね。事務局の考え方は、時期とすれば。

中村議会事務局議事係長　それが望ましいかなと思います。

笹木慶之委員長　ですね。したがって、そういう方向でお願いしたいと思います。はい、それでは、その他に参ります。その他について。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、一応本日の予定の付議事項は全て終了いたしました。大変お疲れでした。以上で、議会運営委員会を終えさせていただきます。お疲れ様でした。

午前10時50分　散会

令和2年（2020年）5月22日

議会運営委員長　　笹　木　慶　之